

ま

ち

づ

く

い

★ 協 議 会

「**まち協**って何だろう？」

概ね小学校区程度の区域で、様々な地域課題の解決に向け、地域内の様々な団体等が連携して取り組む組織が「**まちづくり協議会**」です。



三田市 地域共創部
市民協働室 協働推進課

まちづくり協議会について

1. 背景

生活様式の多様化、変化等によって、地域での人と人とのつながりも弱まりつつあります。

一方、防災や防犯、子どもや高齢者の見守り、地域の交流やにぎわいづくりなど多様なニーズや課題の対応について、地域社会への期待や役割がますます高まっています。

こうした中、様々な団体等が連携し知恵を出し合ったり、役割を分担したり、新たな担い手に参加してもらったりしながら課題を解決していく動き（まちづくり協議会）が各地に広がってきています。

2. 「まちづくり協議会」とは（目的・組織）

〇まちづくり協議会は、行政との協働により様々な地域課題の解決に向け、日ごろより地域活動を担っている構成団体等の活動を支援したり、効率的、効果的に実施できるよう調整をしたり、新たな取り組みに関して、地域の中で人材を募ったりしながらネットワークを広げていくなど、地域力の向上をめざしていく組織です。

〇 概ね小学校区や自治区・自治会連合会(地区)程度の区域を活動範囲とする組織です。

〇 自治区・自治会を含む多様な団体、また幅広い世代の住民が参加できるような構成が望まれます。

【地域課題の例】 情報の共有化、地域交流、防災・防犯など

【位置付け】 三田市まちづくり基本条例（平成24年7月）

第4次三田市総合計画（平成24年10月）

↓協働のまちづくり

三田市協働のまちづくり基本指針（平成27年7月）

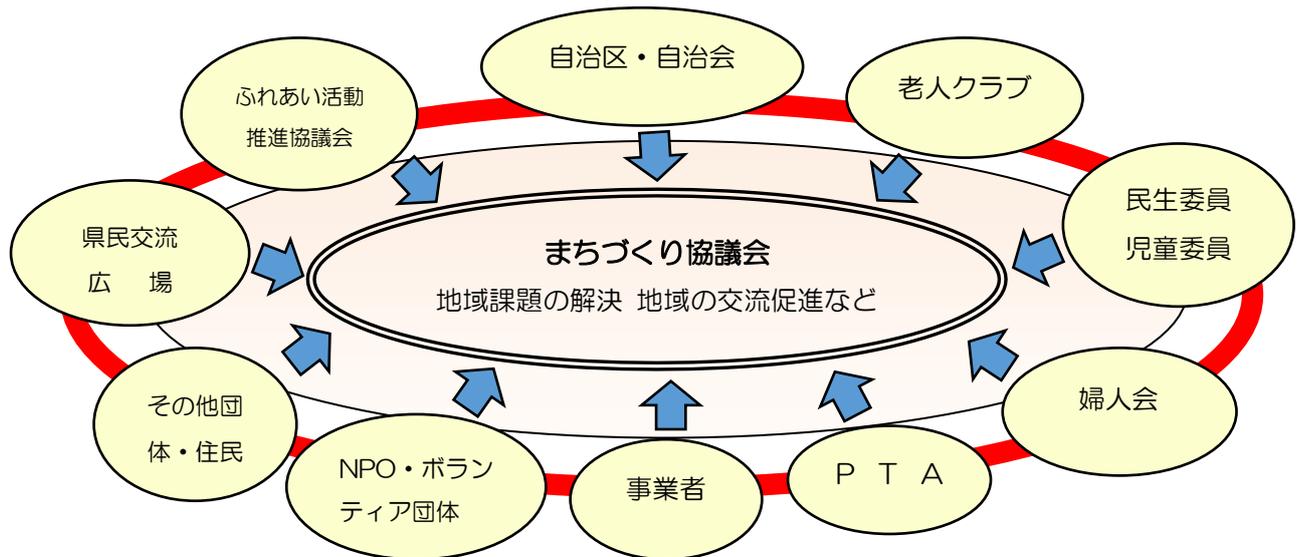
「まちづくり協議会は、情報や人材、ノウハウなど活動に必要な資源を団体につないだり、地域団体同士をつなぐ中間支援機能の役割を期待」

各種団体との関わり

〇地域に根ざした活動を担い地縁団体の要となっている自治区・自治会や、地域福祉推進を目的としたふれあい活動推進協議会の取り組みなど、地域にとって必要な活動が継続、充実していくことができるよう支援や補完を行ったり、地域全体の目指す方向性を検討し、計画としてまとめ推進していくこともまちづくり協議会の役割と言えます。

〇まちづくり協議会と自治区・自治会やふれあい活動推進協議会等、様々な団体がお互いの組織の長所を知り、その利点や強みを生かしていくためにはどのように役割を分担していくことが良いのか、地域の中で話し合うことが大切となってきます。

【「まちづくり協議会」の構成イメージ】



3. 「まちづくり協議会」ができることによって（めざすもの）

「まちづくり協議会」は、地域内の各種団体等のネットワーク化や相互補完を図るなど、地域の特色を活かした組織です。まちづくり協議会の設立は、様々な利点（めざすもの）を実現していくためのスタートラインと言えます。

○中間支援としてのまちづくり協議会（3つの支援）

- ➡ 1 連絡・情報共有、広報紙発行等
- ➡ 2 助言・新たな活動等のアドバイス
- ➡ 3 援助・ノウハウ、資金、場所の提供

☆各種団体や活動される方々をつないだり、支援すること（中間支援）が大きな役割。

（例：まち協だより、ホームページ等）

○様々な団体の連携によって、個々の団体では解決できなかった課題を解決していきます。

- ➡ 地域の連携・補完による課題の解決

☆ 様々な団体が地域の課題を共有する中で、それぞれできることを話し合い、個々の団体単独では難しかった事を解決へと結びつけていきます。（例：防災訓練等）

○これまでの事業を見直すきっかけや重複した取り組みの調整ができます。

- ➡ 効率的、効果的な取り組みの実現
- ➡ 役割の分担
- ➡ 活動負担の軽減

☆ 情報共有する中で、類似事業、重複活動、重複日程などの調整を行うことができ、それぞれ役割を分担することで効率的・効果的な取り組みとなり、活動負担の軽減へつなげていきます。

○担い手不足などによって団体単独では難しくなった活動を、新たな人材の参加や団体等の連携によって、事業を継続実施することができます。

⇒ **地域にとって必要な活動の継続実施** **地域活動に参加したい・参加できる人材の登用**

☆「地域にとって必要なことなのに、活動できる人数が足りないのでできない」など、単独で実施することが難しい場合、団体間の連携によって補完し合いながら取り組みを継続したり、「できる人ができる時にできる事から」の考えのもと、新たな人材の参加を促すことも期待できます。

○地域全体を見渡す中で、活動の方向性を決めていくことができます。

⇒ **企画政策機能(総合調整・かじ取り)** **目標の共有化** **地域計画づくり**

☆地域づくりを進めるにあたり、全体を把握しどのような方向に進めばよいか検討します。地域計画としてまとめることで目標の共有化を進め、地域力の向上につなげていきます。(例：まちづくり協議会ビジョン)

○事務局体制の強化ができます。

⇒ **事務局員の雇用** **各種団体の活動を支援**

☆ふるさと地域交付金を活用し、協議会で事務局員を雇用することができ、各種団体の活動を継続的に支援することができます。

(例：各種資料づくり、印刷、発送等)

○楽しむ

⇒ **活動を楽しんで行う**

☆活動を楽しんで行っていれば、その輪が広がってきます。

☆達成感もあり「やりがい」や「いきがい」にされている方もおられます。



4. 「まちづくり協議会」設立までの流れ

地域の身近な課題解決に向けて、地域が連携して取り組む組織であることから、地域の住民や団体の意思などを確認しながら進めていくことが大切です。

設立までの流れはあくまでも一例です。

step1

1. 地域の関係づくり

- 様々な団体やまちづくりに関心のある地域住民が、地域での顔の見える関係づくりから始めます。

step2

2. 情報共有、意見交換

- これからの地域づくりについて、情報共有や意見交換を行い設立の準備に向け、まちづくり協議会の必要性の機運を高めていきます。

step3

3. 設立準備会参加への呼びかけ

- 様々な団体や地域住民などに、設立準備会への参加を呼びかけます。

step4

4. 設立準備会の立ち上げ(連携・協議)

- 各種団体や地域住民等による設立準備会で、地域の課題を発見・共有します。
- 話し合いや調査活動等を通じて、課題解決のための手法などを検討します。
- 地域の実情に応じた課題解決に向けた組織構成を検討します。
- 組織構成や事業内容の概ねの方向性が見えてきたら、規約を作成していきます。

「まちづくり
協議会」の設立

5. 「まちづくり協議会」の設立

- 「まちづくり協議会」の設立について、地域住民に周知します。
- 設立総会を開催します。



5. 支援体制

① ふるさと地域交付金

市は、「まちづくり協議会」の事業や、「まちづくり協議会の設立に向けて取り組む団体」の事業に対して、財政的支援を行います。

項 目	説 明		
対象団体	次の1又は2のいずれかの要件を満たすこと。一地域一団体を対象とします。 1 概ね小学校区程度の区域を活動基盤とし、自治区・自治会を含む多様な団体などで構成されており、地域づくり全般にわたり自主的・主体的な活動を継続的に行うことができると認められる団体 2 1に該当する地域組織づくりを目指す団体		
上 限 額	区分	対象団体	上限額
	地域活性化支援	上記対象団体1	200万円 ※うち組織運営に必要な経費上限は合計で150万円（事務局人件費上限125万円、事務局整備運営費上限50万円）
	組織づくり支援	上記対象団体2	50万円
対象事業	1 次の各号に掲げるテーマで、その内容が地域において継続的に行うことで課題解決につながると認められる事業に必要な経費（新規事業や既存事業の拡充など） ① 健康増進及び地域福祉 ② 防災及び防犯 ③ 地域交流・多世代交流 ④ 青少年の健全育成 ⑤ 環境保全、ごみ減量及びリサイクル ⑥ 文化及びスポーツ振興 ⑦ 地域交通 ⑧ 地域農業 ⑨ 地域の情報発信 ⑩ 地域計画の作成 ⑪ その他地域活性化のための調査・研究等 2 上記対象団体1に該当する団体が安定した組織運営を継続的に行うために必要な経費（次の各号のいずれかに該当するもの、上記活動団体2に該当する団体は④に係る経費に限る。） ① 事務局員への人件費 ② 事務局となる施設(以下「事務局施設」という。)の家賃や施設使用料その他施設維持管理経費 ③ 事務局施設の軽微な改修、事務局運営に必要な備品等に係る経費 ④ 1に掲げる事業活動や組織運営を円滑に進めるために開催される役員会等に係る経費		
対象経費	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費など（役員報酬その他対象とならない経費があります。）		
備 考	同一年度内において、組織づくり支援及び地域活性化支援を交付する場合における地域活性化支援の上限額は、当該年度に組織づくり支援として交付された金額を差し引いた額とする。		



※ 詳しくは、ふるさと地域交付金ガイドブックをご覧ください。

② 地域担当職員

- 必要な行政情報や先進地域の情報・データを提供します。
- 関係機関等と協議が必要な場合は、円滑な話し合いができるように調整を図ります。
- その他、組織の運営、活動内容等の相談窓口となります。

6. 地域計画づくりを進めましょう

地域計画は、地域づくりの指針となるもので地域づくりの方向や取り組みなどをまとめたものです。

今後のまちづくり協議会の運営において、地域課題に多様な主体が総合的に関わっていくためには、まず、現在地域で活動している団体がどのような目的で誰を対象にどのような活動を展開し、そしてどんな課題を持っているのかを調べ、お互いに理解し、地域の中で共有することが必要です。その中でお互い認め合いながら、つながりを深めていくとともに活動の分類や重複した活動の整理も検討していく必要があります。

また、地域団体の活動目的などが共有されずに各々バラバラに動いていると地域力が有効に機能しないことも考えられます。さらに、多様な団体や個人の参加を促すにあってもその目的やビジョンが明確でないと相手に届きにくく参加もしづらくなることが予想されます。

そのためには、自分たちの地域はどうありたいのかということをもみんなで共有できるように地域の計画づくりを進めることが大切となってきます。

※三田市では、地域計画の策定に向けた手引き書を作成しています。



- 計画づくりに多くの団体や人たちが関わることで地域の総意となり、計画に基づく活動も行いやすくなります。
- 各団体等の活動の目標が明確になることで、達成感や成果が得られやすくなります。
- 計画ができることで、まちづくり協議会と各団体との役割分担など連携のとれた活動の展開も期待できます。
- さらに計画ができることにより、計画⇒実行⇒評価⇒改善の4段階を繰り返すことにより、活動内容を継続的に改善することができるようになります。(PDCA サイクル)

7. まちづくり協議会による取り組み

藍小学校区まちづくり協議会
 あかしあ台小学校区まちづくり連絡協議会
 学園小学校区まちづくり連絡会
 けやき台地区まちづくり協議会
 元気な広野をつくる会
 三田地区まちづくり協議会
 志手原校区地域づくり協議会
 すずかけ台まちづくり協議会
 高平郷づくり協議会
 つつじが丘小学校区街づくり協議会
 狭間が丘地域事業推進協議会
 富士小校区まちづくり推進協議会
 本庄まちづくり協議会
 松が丘小学校区まちづくり協議会
 三輪小学校区まちづくり協議会
 武庫小校区まちづくり連絡協議会
 母永「宝と夢」の里づくり協議会
 弥生まちづくり協議会
 ゆりのき台地域活動協議会

※50音順（令和5年3月末現在）

19のまちづくり協議会

市内では、小学校区や地区を単位として19のまちづくり協議会が組織されており、それぞれの地域の特徴に応じた活動や課題解決に向けた取り組みが進められています。



情報発信	協議会だよりの発行・ホームページ・イラストマップ・ロゴ	
防犯防災	防犯活動・防災訓練・防災マニュアル	
健康	健康推進活動・脳健康教室・健康ウォーキング	
交流	ふれあいまつり・多世代交流事業・つながりづくり事業	
スポーツ	体力・楽しみづくり・ふれあいスポーツゲーム	
調査研究	先進地視察・空家バンク調査・住民アンケート・ワークショップ	
計画作り	活動計画・地域計画づくり	
カフェ等	コミュニティカフェ・井戸端会議	
支援	高齢者困りごと支援・こども見守り活動	
事務局	事務局設置（事務局整備、事務局員雇用）	
その他	あいさつ運動・朝市（農産物販売）・緑化活動・木工教室・AED設置	

8. Q&A

Q1：まちづくり協議会を立ち上げないといけませんか？

A 協議会は、市が一斉・一律に立ち上げることを義務づけるものではありません。協働のまちづくりを推進するにあたって、様々な地域活動の連携など、その仕組みを示したものです。まずは、地域団体の皆さんで「よし、やってみよう！」という声があがることから始まります。

Q2：自治区・自治会と「まちづくり協議会」とは、どう違うのですか？

A 自治区・自治会は、自治活動に参画する意志を有する方々によって組織された地域の中核となる団体です。地域に強い活動基盤をもつ住民自治団体ですが、「まちづくり協議会」は、自治区・自治会だけでなく、地域の各種団体の皆さんで構成され、地域が一体となって組織する団体です。

まちづくり協議会は、自治会や各種団体単独では多様化する課題への対応が難しい場合など、地域が一体となって取り組むことで解決へ結びつけ、各団体等の連携により地域力を高めていくことを目指します。

Q3：「構成団体の既存活動」と「まちづくり協議会の活動」の関係はどうなりますか？

A 現在、各種団体が実施している事業については、基本的に各種団体がそのまま担います。ただし、まちづくり協議会として、地域全体で動かした方がよいものや、各種団体等が連携して事業を行った方がより効果的な成果が得られるようなものなどは、協議会の事業として実施することが考えられます。

また、まちづくり協議会の立ち上げを検討する段階でまちづくり協議会と区・自治会をはじめとする各種団体の役割や課題について十分に協議をすることで協議会設立後の活動が負担なくスムーズにいくと考えられます。

三田市 地域共創部 市民協働室 協働推進課

三田市役所 本庁舎4階

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

Tel(079)559-5039(直) fax(079)562-3555